

戸籍

証明書等の交付請求書

令和 年 月 日

請求には本人確認資料（運転免許証等）が必要です。
その他の注意事項は裏面に記載してあります。

板倉町長 あて

①窓口に 来られた方	住所	電話
	氏名	大・昭・平・令 年 月 日生

窓口	
郵送	

本人確認書類
免・パ・個・住
在・保・学・年
資・補・聴・面
他

●②の欄は証明を使う方が窓口に来られた方と違う場合は記入してください。

②請求者 (使う方)	住所	電話
	氏名	大・昭・平・令 年 月 日生

添付書類
委・契・謄
登記・社・職請
その他

③必要な 証明	本籍 板倉町
	筆頭者 氏名

●④で直系に☑がつく場合は係員が聴聞することがあります。続柄のわかる資料をお持ちの方はご提示ください。

④戸籍に記載さ れている人と ②の関係	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 配偶者（夫・妻）
	<input type="checkbox"/> 直系尊属（父・母・祖父・祖母・他）	<input type="checkbox"/> 直系卑属（子・孫・他）
	<input type="checkbox"/> その他	

直系聴聞
氏の変遷など

●公的年金請求に戸籍を使用される方は係員にお申し出ください。
また、④がその他の場合、下記のいずれかに☑をして請求の理由を具体的に記入してください。
なお、④がその他の場合は委任状が必要な場合があります。

請求の理由	<input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため	<input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出するため
	<input type="checkbox"/> 公的年金の請求	<input type="checkbox"/> その他（使う理由を具体的に記入してください）

●何が必要ですか。必要なものに☑をつけて、通数を記入してください。

証明書の種類	<input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）戸籍に記載されている方全員の証明	通	円	
	<input type="checkbox"/> 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）必要な方だけの証明	通	円	
	<input type="checkbox"/> 除籍全部事項証明書	除籍に記載されている方全員の証明	通	円
	<input type="checkbox"/> 除籍個人事項証明書	必要な方だけの証明	通	円
	<input type="checkbox"/> 除籍	謄本・抄本	通	円
	<input type="checkbox"/> 改製原戸籍	謄本・抄本	通	円
	<input type="checkbox"/> 戸籍の附票	謄本・抄本（本籍及び筆頭者欄 記載・省略）	通	円
	<input type="checkbox"/> 身分証明書		通	円
	<input type="checkbox"/> （ ）記載事項証明書	届出 年 月 日	通	円
	<input type="checkbox"/> （ ）受理証明書	届出 年 月 日	通	円
	<input type="checkbox"/> その他		通	円
	合 計	通	円	

点検欄	氏名	住所・本籍	必要書類	本人の確認
-----	----	-------	------	-------

請求に当たっての注意事項

1. 請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。

また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3. 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

4. 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

5. 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。

6. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。